

第 1 章 基本方針

1. 計画の目標

(1) 子どもの読書活動の推進

子どもたちが自主的に読書活動に取り組めるよう、家庭、地域、学校等が連携協力し、必要な体制整備に努めます。

(2) 子どもの読書環境の整備

子どもたちが、自主的に読書活動を行えるよう、乳幼児期から本に親しむことができる環境づくりを進めます。

また、小中学校をはじめ保育所や町立図書館等の蔵書の充実や施設・設備の整備に努めます。

(3) 子どもの読書活動の普及啓発

子どもの自主的な読書活動の意義や重要性についての理解を深め、それを推進する機運が高まるよう普及啓発に努めます。

2. 計画の期間等

計画の対象年齢は、18歳までの子どもとし、計画期間は、平成28年度からおおむね10年間とします。

第2章 読書活動の推進のための方策

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

(現状と課題)

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭における本の読み聞かせや、親と子が図書館に出かけるなど子どもが読書に親しむきっかけづくりが重要となります。また、家庭において読書の時間を設け、習慣的に読書することや家族で本の感想を話し合い家族のコミュニケーションを深めることも必要なことです。

内灘町では、保護者の乳児に対する絵本の読み聞かせの契機になるようブックスタート事業を実施しています。また、町立図書館の絵本のお部屋「キッズーナ」では毎週土曜日及び第1木曜日におはなし会を実施しています。このような事業を通じ、家庭における読み聞かせや、子どもの習慣的な読書の意義や重要性について理解を促していく必要があります。

(具体的な取り組み)

- ①ブックスタートを通して、保護者に乳幼児に対する読み聞かせの重要性についての理解を促します。
- ②図書館便りなどを通して、保護者に読書の意義や重要性についての理解を促します。
- ③家読（うちどく）プロジェクトを通して、子どもの読書活動の推進を図ります。

*家読（うちどく）プロジェクト：同じ本などを家族で読んで感想などを話し合い、家族のコミュニケーションを深める活動、運動

2. 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公民館

(現状と課題)

公民館は、地域住民にとって身近な生涯学習の拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。内灘町には、17の公民館が設置されています。公民館では、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多彩な学習機会の提供が行われています。さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取り組みや、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民が気軽に集える、地域社会（コミュニティ）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。

(具体的な取り組み)

- ①公民館活動を通じて、子どもの読書活動の推進の啓発を図ります。
- ②子どもの読書活動に関する情報を提供します。
- ③読書サークルの活動について支援を行います。
- ④民間の図書資料整備助成事業などを活用し、読書環境の整備に努めます。

(2) 子育て支援センター、学童保育クラブ

(現状と課題)

子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭の育児相談、親子の交流の場の促進、子育て関連の情報提供、講座の開催、また、地域の住民が相互に協力し子育てを支援することを目的とした「ファミリーサポートセンター事業」など地域の子育て家庭に対する様々な育児支援を行っています。

内灘町では、平成19年から乳児を対象としたブックスタート事業を実施しています。絵本の読み聞かせを介して心ふれあうひと時を過ごすきっかけづくりになるよう保健センター、町立図書館、ボランティアの協力を得て実施しています。また、子育て支援センターには絵本コーナーが設けられ、約1700冊の絵本があり、絵本の貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、おはなし会を定期的に行っています。

学童保育クラブは、日中、保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後の適正な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。学童保育クラブには、図書コーナーが設けられ、町立図書館職員やボランティアによるおはなし会などを行っています。

(具体的な取り組み)

- ①町立図書館の団体貸出を活用して、本の定期的な更新や充実を図ります。
- ②ブックスタートの充実を図り、保護者に乳幼児に対する読み聞かせの重要性についての理解を促します。
- ③おはなし会を充実し、子どもの読書活動の推進を図ります。
- ④家読(うちどく)の推薦図書など優良図書による読書の時間を設け、子どもの読書活動の推進を図ります。
- ⑤民間の図書資料整備助成事業などを活用し、読書環境の整備に努めます。

(3) 町立図書館

(現状と課題)

図書館では、「次代を担う乳幼児、児童、青少年の読書環境の充実を図り、読書への関心を促す手助けをする」ことを基本方針の一つとして図書館運営をしています。子どもの読書活動を支援するた

め、おはなし会や図書館講座の開催、小学生への図書カードの発行、小学3年生の図書館招待、そして家読（うちどく）プロジェクトの推進などを行っています。

町立図書館は、子どもたちの読書活動を総合的に支援する拠点として、子どもたちが本にふれあえる拠点としての機能、親子がともに学び、活動できる拠点としての機能、読書活動に携わる人たちのネットワークの拠点としての機能が求められています。

（具体的な取り組み）

- ①ブックスタートを支援することで、地域社会の家庭での読書への理解関心を促します。
- ②子育て中のお母さんを対象とした図書館講座などを開催し、保護者に乳幼児に対する読み聞かせの重要性についての理解を促します。
- ③家読（うちどく）プロジェクトの周知を図るとともに、家読推薦図書の充実を図り、子どもの読書活動の推進を促します。
- ④中学生・高校生が興味を抱くような図書資料を集めたヤングアダルトコーナーを設けるなど、すべての子ども世代に合わせた図書館資料の展示を行います。
- ⑤乳幼児から小学生低学年を対象にしたおはなし会などの開催回数を増やすとともに内容を充実させ、親しみやすい図書館づくりに努めます。
- ⑥読書活動に携わる人たち（学校司書、司書教諭、おはなしボランティア、子育て支援センターや保育所等の職員）のネットワークの拠点としての機能の充実に努めます。

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

（1）保育所、幼稚園、認定こども園など

（現状と課題）

保育所・幼稚園・認定こども園等（以下「保育所等」という。）は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。あわせて、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせを推奨するとともに、保護者に対し、このことの大切さや意義を広く普及させることも求められています。

保育所等の図書コーナー（文庫）には、1000冊から2000冊の絵本があり、保育士が、毎日、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、絵本の貸出のほか、絵本を借りる日を決めて、読んだ後の感想を記入してもらっています。

読み聞かせは、子どもが言葉を学び、創造力を豊かにするばかりでなく、保育士や教諭との心ふれあえる良い機会となります。

（具体的な取り組み）

- ①読み聞かせや紙芝居を積極的に活用するなど、絵本や物語の楽しさにふれるための多様な機会を提供します
- ②保育士や幼稚園の教諭が、子どもの読書活動に対する意識を高めるための研修会を開催します。あわせて、保護者に対しても読書活動の推進の啓発を図ります。
- ③石川県の「絵本センターのつどい」や「思いやり絵本の読み聞かせ講師派遣事業」といった各種事業を活用し、読書活動の推進に努めます。
- ④民間の図書資料整備助成事業などを活用し、読書環境の整備に努めます。
- ⑤町立図書館の団体貸出を活用して、本の定期的な更新や充実を図ります。また、子どもたちといっしょに町立図書館の見学を実施します。

(2) 小学校、中学校

(現状と課題)

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館を活用し、言語能力の育成や、人間形成及び情操の涵養に重要な読書活動を推進することが求められています。

内灘町では、「朝の読書」の時間においておはなしボランティアの協力を得て、本に親しむための取り組みを行っています。

今後は、児童生徒の自主的な読書活動の推進や学校図書館機能の充実を図るため、図書館ボランティアを一層活用するとともに、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実などを進めていく必要があります。

(具体的な取り組み)

- ①朝の一斉読書のほか、おはなしボランティアを積極的に活用した読み聞かせやブックトークなどを通して、多様な読書活動を推進します。

*ブックトーク：テーマに沿って何冊かの本を紹介し、それらの本の面白さを伝えること

- ②教諭、司書教諭や学校図書館司書への研修を通して、学校全体で組織的な読書活動を推進する体制を整備します。
- ③司書教諭、学校図書館司書及び町立図書館司書との定期的な会議を通して、町立図書館と学校図書館との連携を深めます。
- ④図書館便りの発行や本の配架方法を工夫するなど特色ある学校図書

館運営を行い、学校図書館の利用率を高めます。

- ⑤民間の図書資料整備助成事業などを活用し、読書環境の整備に努めます。
- ⑥町立図書館の団体貸出を活用して、本の定期的な更新や充実を図ります。

第3章 子どもの読書活動の普及啓発

学校、図書館、保育所等、その他子どもの読書活動に取り組む団体等が連携して、子どもの読書活動を推進するための啓発活動を積極的に行います。

特に4月23日の「子ども読書の日」、4月23日から5月12日の「子ども読書週間」、10月27日の「文字、活字文化の日」10月27日から11月9日の「読書週間」毎月23日の「いしかわ学校読書の日」に、子どもの読書活動の推進につながる事業を展開するとともにさまざまな媒体を活用し、家庭や地域に啓発を行います。

また、優良図書を整備するとともに、家読（うちどく）事業の周知を進め、効果的な読書活動の推進を図ります。

参考資料

資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当っては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等

の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子どもの読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子

ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

資料2 次子ども読書活動推進計画策定の審議経過

平成27年 7月24日 第1回内灘町図書館協議会

平成27年11月27日 第2回内灘町図書館協議会

平成28年 2月26日 第3回内灘町図書館協議会

資料3 内灘町立図書館協議会名簿

(平成28年3月現在)

氏名	所属・役職	備考
平田 直子	内灘中学校教諭	
岡村 亜希子	大根布小学校教諭	
東度 長司	内灘町読書会連絡協議会会長	
長尾 美都子	おはなしの会「がらがらどん」代表	会長
新田 暁人	人形サークルらくだ代表	
石橋 久子	親業インストラクター	
高島 要	石川工業高等専門学校副校長	
坪内 健一	宮坂区長	

内灘町子ども読書活動推進計画

平成28年4月

発行 内灘町教育委員会

問合せ先 内灘町立図書館

〒920-0267 石川県河北郡内灘町字大清台 140 番地

TEL 076-286-1930

FAX 076-286-1931